

鳥取縣公報

昭和二十年十二月四日
第千六百七十一號

火曜日

本報ノ大キサハ國定規格ニ依リ

告示

◇鳥取縣告示第四百四十四號
價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル電球ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和二十年十二月四日

鳥取縣知事 林

敬 三

電球ノ最高販賣價格

種

販賣業者最高販賣價格

品	種	販賣業者最高販賣價格
一 一般照明用電球		
一〇〇ボルト	一五燭又ハ二〇ワット迄	一、六〇〇
同	六〇燭又ハ六〇ワット迄	二、〇〇〇
同	一〇〇燭又ハ一〇〇ワット迄	三、七五〇
同	二〇〇燭又ハ一五〇ワット迄	五、三〇〇
同	五〇〇燭又ハ二二〇ワット迄	一〇、一〇〇
同	一、〇〇〇燭又ハ五〇〇ワット迄	一六、四〇〇

鳥取縣公報

毎週

曜日發行

(休日ニ當ル)

時ハ翌日

昭和二十年十二月四日
第千六百七十一號

(昭和四年四月十五日)

第三種郵便物認可

二 工場、鑛山照明用電球

同	一〇〇ボルト以外ノモノ	一五燭又ハ二〇ワット迄	一、九五〇
同	六〇燭又ハ六〇ワット迄	二、三〇〇	
同	一〇〇燭又ハ二〇〇ワット迄	四、四〇〇	
同	二〇〇燭又ハ一五〇ワット迄	六、一〇〇	
同	五〇〇燭又ハ三〇〇ワット迄	一三、二〇〇	
同	一、〇〇〇燭又ハ五〇〇ワット迄	二〇、五五〇	
同	七五〇ワット	二八、九五〇	
同	一、〇〇〇ワット	三一、八五〇	
同	一、五〇〇ワット	四五、五〇〇	
同	五〇燭又ハ四〇ワット迄	一、三八〇	
同	六〇ワット	一、六二〇	
同	一〇〇燭迄	三、〇六〇	
同	一五〇燭又ハ二〇〇燭	四、五六〇	
同	三〇〇燭	七、三二〇	
同	四〇〇燭又ハ五〇〇燭	九、一二〇	
同	五〇〇燭迄	三、〇〇〇	
		三段切替	

三 漁業用作業燈又ハ集魚燈電球

六ボルト乃至三〇ボルト

四 漁業用標識燈電球

六ボルト

五 寫眞撮影用電球

一〇〇ボルト

六 投光器用又ハ前照燈用電球

一二ボルト乃至三二ボルト

同	同	一〇〇ワット	並型集光織條	一二、〇〇〇
同	同	二五〇ワット	同	一三、二〇〇
同	同	五〇〇ワット	同	二七、五〇〇
同	同	一〇〇ワット	同	四、三二〇
同	同	二五〇ワット	同	九、九〇〇
同	同	五〇〇ワット	同	一五、五〇〇
同	同	七五〇ワット	同	二三、九〇〇
同	同	一、〇〇〇ワット	同	二六、三〇〇
同	同	一、五〇〇ワット	同	三七、六〇〇
同	同	一〇〇燭迄		三、五四〇
同	同	二〇〇燭迄		一〇、一〇〇
同	同	五〇〇燭迄		二〇、一六〇
		三燭		一、〇三〇
		二五〇ワット		六、一〇〇
		四五〇ワット		八、七〇〇

一二ボルト乃至三二ボルト又ハ二〇〇ボルト以外ノモノ	同	一〇〇ワット	同	五、一六〇
同	同	二五〇ワット	同	一一、三〇〇
同	同	五〇〇ワット	同	一七、六五〇
同	同	七五〇ワット	同	二七、二五〇
同	同	一、〇〇〇ワット	同	二九、九〇〇
同	同	一、五〇〇ワット	同	四二、七〇〇

七 映寫用電球

三〇ボルト五〇〇ワット	同	硝子球直径六四耗	五五、一〇〇
一〇〇ボルト五〇〇ワット	同		三九、五〇〇
同 七五〇ワット	同		六九、八〇〇
同 一、〇〇〇ワット	同		七七、八〇〇
二〇ボルト一五〇ワット	同	二五耗	五一、六〇〇
七五ボルト三〇〇ワット	同	三二耗	二二、五五〇
同 五〇〇ワット	同		四三、四〇〇
同 七五〇ワット	同	三八耗	七六、八〇〇
同 一、〇〇〇ワット	同		八五、四〇〇

八 山安全燈用電球

二、五ボルト 〇、三五アンペア乃至又ハ四ボルト 一、三アンペア	同	硝子球丸 型直径二五耗	一、三五〇
同	同	硝子球茄子型直径二五耗	一、六五〇
同	同	直径二五耗複線條	二、〇〇〇
四ボルト〇、三アンペア	同	硝子球丸 型直径一六耗	十、〇五〇

九 放電電球

一〇〇ボルト又ハ二〇〇ボルト	〇、五アンペア乃至三アンペア	ネオン又ハアルンガス入	八、〇〇〇
----------------	----------------	-------------	-------

一〇 螢光放電管

一〇〇ボルト	一五ワット	二六、五〇〇
同	二〇ワット	三〇、八五〇

一一 配電盤表示燈用電球

一八ボルト	二、五ワット	一一、二七〇
一四〇ボルト	一五ワット	一一、一七〇
二五〇ボルト	二〇ワット	一一、一七〇

一二 醫療用大型電球

六ボルト乃至二四ボルト	同	一〇〇ワット	五、七〇〇
同	同	二〇〇ワット	八、〇〇〇
一〇〇ボルト	同	一〇〇ワット	四、一〇〇

昭和二十年十二月四日
鳥取縣知事 林 敬 三

鳥取縣種畜場附屬大山有畜農業指導所規則

第一條 鳥取縣種畜場大山有畜農業指導所ハ大山原野開發ノ基礎タル有畜農業ヲ指導スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一 有畜農業ノ試驗指導
- 一 畜産練習生並有畜農業指導者ノ養成
- 一 家畜家禽ノ蕃殖育成配付
- 一 畜産加工
- 一 自給飼料作物ノ種苗配付
- 一 畜産ニ關スル講習講話及實地指導

第二條 鳥取縣種畜場附屬大山有畜農業指導所ニ左ノ職員ヲ置ク

所 長 種畜場長ヲ以テ之ニ充ツ
技 師
屬 手
書 記

第三條 所長ハ知事ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ監督ス

第四條 技師及技手ハ所長ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第五條 屬、書記ハ所長ノ指揮ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス

第六條 所長事故アルトキハ上席ノ職員其ノ職務ヲ代理ス

第七條 左ノ事項ハ所長ニ於テ知事ノ認可ヲ受ケ之ヲ處分スヘシ

一 處務細則ノ制定及改廢

一 職員ノ管外出張及私事旅行

第八條 左ノ事項ハ所長ニ於テ便宜之ヲ處分スベシ

一 職員ノ事務負擔

一 職員ノ出張

一 職員ノ除服出仕

一 雇傭人ノ採用罷免

第九條 所長ハ毎年四月末日迄ニ前年度ニ於ケル業務功程ヲ知事ニ報告スヘシ

附 則

本規則ハ昭和二十年十月二十三日ヨリ之ヲ施行ス

講習員ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

◇鳥取縣告示第四百十七號

國民體力法第九條ノ規定ニ基キ昭和二十年年度國民體力管理醫ヲ左ノ通委囑セリ

昭和二十年十二月四日

鳥取縣知事 林 敬 三
醫師 相 原 儀 一
同 山 本 貞 良
同 隅 田 喜 一
同 山 本 晴 人
同 宮 下 租 義
同 小 谷 廣 義

◇鳥取縣告示第四百十八號

繭絲調查員左ノ通囑託解囑及擔當調査區ノ變更アリタリ

昭和二十年十二月四日

鳥取縣知事 林 敬 三

一 囑託及解囑

囑託繭絲調查員		新擔當調査區		舊擔當調査區		囑託年
查員氏名	番號	市	郡	市	郡	月 日
廣田 富實	五一	氣高郡	鹿野町	鹿野町	農業會	昭和二十年十二月四日
今西 政江	五二	正條村	同	正條村	同	
小谷 保	五四	逢坂村	同	逢坂村	同	
二 擔當調査區ノ變更						
繭絲調查員		新擔當調査區		舊擔當調査區		變更年月日
瀧邊 儀政	五二	氣高郡	正條村	氣高郡	逢坂村	昭和二十年十二月四日
氏 名	番號	市	郡	市	郡	
瀧邊 儀政	五二	氣高郡	正條村	氣高郡	逢坂村	